

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県生活環境の保全等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規  
則の一部を改正する規則

四四

○福島県建築基準法施行細則の一部  
を改正する規則

四四

○指定金融機関等の名称、位置並び  
に収納及び支払の事務の取扱範囲  
を定める規則の一部を改正する規  
則

四四

### 訓 令

○職員の駐在及び駐在員の服務等に  
関する規程の一部を改正する訓令

四五

### 告 示

○患者又は疑似患者の発見について  
届出があった件

四五

○土地区画整理法により換地処分を  
した旨届出があった件

四五

### 公 告

○市街地再開発組合の設立を認可し  
た件

四五

○特定非営利活動法人の定款の変更  
の認証の申請があった件

四六

○障害者自立支援法による指定障害  
福祉サービス事業を廃止した旨届  
出があった件

四六

○土地改良区の役員が退任した旨届  
出があった件

四六

○土地改良区の役員が就退任した旨  
届出があった件

四六

○土地改良区の清算人が退任した旨  
届出があった件

四七

○一般競争入札を行う件二件

四七

○宅地建物取引業法により公開によ  
る聴聞を行う件

四九

○警備員指導教育責任者講習を実施  
する件

四九

## 規 則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成十九年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第五十五号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十五年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成十九年六月三十日」を「平成二十二年六月三十日」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

(環境保全領域水環境グループ)

### 福島県規則第五十六号

福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築基準法施行細則(昭和四十七年福島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。  
2 省令第一条の三第一項の表二の(二十二)項の(ろ)欄に掲げる工場・事業調書及び危険物の数量表の様式は、それぞれ工場・事業調書(第一号様式)及び危険物の数量表(第一号様式の二)とする。

第六条第一項第二号及び同条第二項第二号中「工場調書又は危険物調書」を「工場調書(第一号様式に準ずる。 ) 又は危険物調書(第一号様式の二に準ずる。 )」に改める。

第一号様式中「~~一~~」を「~~一~~」に改める。  
第一号様式の二中「~~一~~」を「~~一~~」に改める。

附 則  
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県建築基準法施行細則(以下「旧規則」という。 ) 第五条第一項第二号の規定により提出されている工場調書又は危険物調書は、改正後の福島県建築基準法施行細則(以下「新規則」という。 ) 第五条第二項の規定により提出された工場・事業調書又は危険物の数量表とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第六条第一項第二号及び同条第二項第二号の規定により提出されている工場調書又は危険物調書は、新規則第六条第一項第二号及び同条第二項第二号の規定により提出された工場調書又は危険物調書とみなす。

(建築領域建築指導グループ)

福島県規則第五十七号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第三会津いいで農業協同組合の項中「堂島支所、姥堂支所、塩川支所、駒形支所」を「塩川総合支所」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年八月十三日から施行する。

（出納局公金管理グループ）

訓 令

福島県訓令第十九号

本 庁 機 関  
出 先 機 関

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十九年六月二十九日

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐 藤 雄 平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。  
別表新たな事業の創出の促進に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

東北地域連携による広域観光の推進に関する業務に従事する職員	宮城県仙台市青葉区中央二丁目九番十号 （東北観光推進機構）	東北地域連携による広域観光の推進に関すること。
-------------------------------	----------------------------------	-------------------------

附 則

この訓令は、平成十九年七月一日から施行する。

（人事領域行政経営グループ）

告 示

福島県告示第四百六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年六月二十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	伊達郡	平成十九年六月二十日	命令殺

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第四百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、福島市長から県北都市計画事業福島北土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。

平成十九年六月二十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平  
（都市領域まちづくり推進グループ）

福島県告示第四百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立について、次のとおり認可した。  
平成十九年六月二十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 組合の名称
- 二 郡山駅前一丁目第一地区市街地再開発組合事務所所在地
- 三 郡山市駅前一丁目九番十五号
- 四 事業施行期間
- 五 平成十九年六月から平成二十一年十二月まで
- 六 郡山市駅前一丁目地内
- 七 設立認可の年月日
- 八 平成十九年六月二十二日
- 九 事業年度
- 十 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 十一 公告の方法

八 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。  
 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
 平成十九年七月二十八日  
 (建築領域建築指導グループ)

公 告

福島県公告第三百七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成十九年六月二十九日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年六月十三日
- 二 名称  
特定非営利活動法人土湯温泉観光まちづくり協議会
- 三 代表者の氏名  
渡邊 和裕
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市土湯温泉町字上ノ町一番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、土湯温泉の自然豊かな環境のもと、古くからの湯治場としての歴史と文化を維持保全すること、国立公園内という特殊な事情のもと、残されている自然・生態・景観・歴史・文化的遺産を保全し、また、幅広い人々との交流する機会を企画・開催して、土湯温泉を訪れる多くの人々に感動を与え、自然豊かで古くからの多くの伝統及び建築物等が多く残る土湯温泉町を後生まで守り伝え、地域の特性を生かした観光とまちづくりによる地域活性化に寄与することを目的とする。  
 (文化領域県民文化グループ)

公告第三百七十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。  
 平成十九年六月二十九日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象
--------	---------	--------	------------	-------	---------	------------

特定非営利活動法人 生活支援センター ターガッテン 須賀川	須賀川市崩 免一五一	特定非営利活動法人 生活支援センター ターガッテン 須賀川	福島県須賀川市崩免一五一	平成一九年五月三十一日	児童デイサービス	障害児者
-------------------------------	------------	-------------------------------	--------------	-------------	----------	------

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第三百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
 平成十九年六月二十九日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
西田町土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
監事 増子 隆一 郡山市西田町根木屋字立石七七番地  
 (農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 平成十九年六月二十九日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
中島村土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 小室 康彦 西白河郡中島村大字滑津字代畑八四番地  
同 佐藤 一男 郡同 村大字川原田字下町八九番地の一  
同 野木 孝城 郡同 村大字滑津字新田五六番地  
同 本間 丈夫 郡同 村大字吉岡字町畑一七二番地  
同 向井 勝男 郡同 村大字滑津字朝日塚五一番地



と。

(2) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

(3) 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の福島県土木部共用機器貸借一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)及び(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年7月27日午後5時までには当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県土木部土木総務領域総務予算グループ  
 電話024-521-7454

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年8月8日午後1時30分 福島県土木部入札室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月7日午後5時までには必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第1号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項第2号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of contract :

Lease of computer servers and peripherals (including installation, adjustment & maintenance services) for administrative use within the Public Works Department, Fukushima Prefectural Government

(2) Deadlines for tenders :

• Hand - delivered tenders : 1 : 30p. m., 8 August 2007

• Postal tenders : 5 : 00p. m., 7 August 2007

(3) Contact point :

General Affair & Budget Group, General administration, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government

2-16 Sugsitsuma - cho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan

Tel 024-521-7454

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第376号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年6月29日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 デスクトップパソコン 731台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成19年10月31日

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締

- 結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- なお、平成19年7月27日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局総務管理グループ  
電話024-521-7562
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年7月13日午後1時 福島県出納局総務管理グループ
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年8月10日午後2時 福島県出納局総務管理グループ（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日9日午後5時までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要件 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Desktop Personal computer 731
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 10 August 2007
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 9 August 2007
- (4) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7562

（出納局総務管理グループ）

#### 公告第三百七十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項の規定による次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十九年六月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 聴聞の日時  
平成十九年七月十三日 午前十時
- 二 聴聞の場  
福島市中區八幡二号 自営会館七階七〇一会議室
- 三 聴聞の内容及び  
相馬市中村二丁目一番地の三株式会社ユーエー不動産が宅地建物取引業法第六十五条第三項に該当するため  
(建築領域建築指導グループ)

### 福島県公安委員会

#### 福島県公安委員会公告第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定

により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年6月29日

福島県公安委員会委員長 栗野章

1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

(1) 区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）に係る講習

(2) 期間及び日時

ア 期間 2日間

イ 日時 平成19年9月25日（火）から同月26日（水）までの午前9時から午後5時まで

(3) 場所

福島県青少年会館（福島県福島市黒岩字田部屋53番5）

電話024-546-8311

2 受講定員

30名

3 受講対象者

平成17年11月21日現在において、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）の交付を受けている者

なお、旧資格者証は、平成19年11月21日に失効することとなるので、注意すること。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、福島県内の各警察署に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉を貼り付け、旧資格者証の写しを添えて、住所地在を管轄する警察署（福島県外に住所を有する者については、福島県内の最寄りの警察署。以下同じ。）に提出すること。なお、郵便による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 受講申込みの受付期間

平成19年7月17日（火）から同月19日（木）までの午前9時から午後5時まで

なお、講習は、受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(3) 講習内容及び修了審査

講習は、身辺警備業務の専門的な知識及び技能に関することについて、10時限行うものとし、講習の最終日に修了審査（五枚択一式問題が14問で、試験時間が35分間のもの）を実施する。

(4) 受講手数料

ア 金額

10,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の受講手数料は、返還しない。

(5) その他

ア 受講者は、講習初日の午前8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

イ 受講に際しては、筆記具を持参すること。

5 講習の委託先

社団法人福島県警備業協会（福島県福島市中町4番20号 みんゆうビル401号）

電話024-523-4911）

6 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話024-522-2151 内線3026又は3027

（生活安全企画課）